

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	東部州五橋架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	東部州五橋架け替え計画（詳細設計）に必要な役務の購入	29,000千円 H24.1.31まで	H22.1.19 コロンボ で (同日)	日本側 高橋邦夫在スリランカ大使 スリランカ側 ジャヤスンダラ財務・計画省次官	H22.2.3 40号
スリランカ	ジャフナ教育病院中央機能改善計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	ジャフナ教育病院中央機能改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,298,000千円 H26.3.31まで	H22.3.26 コロンボ で (同日)	日本側 高橋邦夫在スリランカ大使 スリランカ側 ジャヤスンダラ財務・計画省次官	H22.4.13 206号
スリランカ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	229,000千円 H27.12.31まで	H22.5.25 コロンボ で (同日)	日本側 高橋邦夫在スリランカ大使 スリランカ側 ジャヤスンダラ財務・計画省次官	H22.6.8 283号
スリランカ	東部州五橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	東部州五橋架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,217,000千円 H27.12.31まで	H22.11.25 コロンボ で (同日)	日本側 高橋邦夫在スリランカ大使 スリランカ側 ジャヤスンダラ財務・計画省次官	H22.12.7 503号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。